第3章 共通施策の推進

- 1. 人権に関する教育・啓発
- 2. 人権尊重のまちづくり
- 3. 人権に関する相談・支援

第3章 共通施策の推進

1 人権に関する教育・啓発

ー あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 ー

(1) 現状と課題

市民一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見がない人権感覚にすぐれた「人間性豊かなまち・名 古屋」の実現をめざすためには、人権教育・啓発の積極的な推進をはかるとともに、市民一人ひとり が人権問題に関心を持ち、自らの問題として人権尊重についての理解と認識を深め、主体的に考えて 行動することが重要です。

平成 26 年 11 月に「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」が本市で開催されます。「人権」も持続可能な社会づくりを目指す

ESD の一分野であり、会議開催を契機として人権についての啓発をはかっていく必要があります。

また、人権尊重の理念を理解・体得するために多様な機会や場を提供する人権啓発等の活動拠点について、早期の整備をめざして検討してきましたが、平成 26 年度に「なごや人権啓発センター」として伏見ライフプラザ内に開設する予定です。市民一人ひとりが人権問題を身近な自らの問題として気づき、学び、行動するための契機を提供するとともに、人権について市民のだれもが、いつでも学べる施設として、特に次代を担う子どもたちの発達段階に応じた人権学習が可能となるよう催事啓発、情報提供、相談支援等を総合的に推進していくことが求められています。

人権尊重意識が広くいきわたった地域社会づくりをすすめていくため、家庭、地域、学校、職場などあらゆる場において連携と協力を深め、さまざまな機会と場を通じて、市民の自主的・主体的な取り組みへの支援と連携をはかっていくことが必要です。

本市職員においては、日頃から世の中の動きや市民ニーズの把握につとめ、常に人権尊重の視点に立って日常業務をすすめていく意識が重要であり、人権に関する高い見識と人権を尊重し擁護する姿勢が強く求められています。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
人権教育の推進	学校教育や社会教育などの場において人権教育を推進するとともに、地域や職場における人権研修を支援します。また、本市職員として人権に関する理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけ、人権の尊重と擁護を基本とした職務を遂行するため、職員研修を計画的に実施していきます。
人権啓発の推進	人権啓発に関する施策を総合的・計画的に実施していくため、人権施策推進会議などの庁内連絡体制を通じて全庁的に施策を推進し、さまざまな手法や媒体を活用した人権啓発に取り組むとともに、人権尊重への市民の自主的・主体的な活動を支援していきます。

2 人権尊重のまちづくり

- 誰もが安心で安全な生活の営めるまちをめざして -

(1) 現状と課題

今日、市民生活は少子・高齢化社会や高度情報通信社会、グローバル化の進展などの社会・経済情勢の変化によって複雑化・多様化しています。

それに伴い、市民のまちづくりに対するニーズも、介護や地域での自立した生活への支援、健康や 医療への支援、就労への支援、災害に強いまちづくりや犯罪や交通事故の少ないまちづくりなど、さ まざまな分野にわたっています。

これらのニーズに的確に対応し、市民生活の基本となる生命・財産の安全を確保し、市民一人ひと りの人権が尊重され、生きがいと心の豊かさを感じるまち、誰もが安心して安全な生活を送ることが できるまちをめざします。

こうしたまちづくりをすすめる上での基本理念である「人間性の尊重」を実現していくためには、 行政のあらゆる分野において、常に人権尊重の視点を持って施策や事業を推進することが重要となり ます。

また今日、まちづくりは都市基盤などのハード面の整備だけではなく、地域や家庭における人と人のふれあいの希薄化への対応や、心の豊かさやゆとり志向の高まりへの配慮などといったソフト面からの取り組みもすすめていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
バリアフリーのまちづくり	都市基盤の整備にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方を 取り入れ、すべての人にやさしく、安全で快適な都市空間を創出 し、物理的・心理的な障壁(バリア)をなくしたバリアフリーの まちづくりをすすめます。
情報格差のないまちづくり	さまざまな環境で暮らす市民が、情報化社会において等しく必要な情報を受け取り是正していくことができるように、情報格差のないまちづくりをすすめます。
地域で支えあうパートナー シップ、福祉と安全のまちづ くり	人権意識が広くいきわたった、共に支えあう地域社会をめざして、 市民の参画と協働によるパートナーシップのまちづくり、福祉と 安全のまちづくりをすすめます。

3 人権に関する相談・支援

- 早期解決のための相談・支援を充実 -

(1) 現状と課題

人権が尊重され、安全で安心して暮らせるまちづくりには、人権教育・啓発と並んで、人権を侵害された人の救済をはかることが重要です。

人権に関する相談は、現に発生している侵害行為から被害者を救済するだけでなく、被害の回復を 通じた被害者への支援や人権侵害の発生予防と拡大防止にもつながります。さらに、より本格的な救 済手続きへの導入機能や、他の適切な専門機関への紹介機能もあわせ持っています。

人権問題の複雑化・多様化により、人権侵害における相談内容もさまざまなことから、あらゆる人 権相談に対して、迅速で適切な対応ができる機能の充実が必要となっています。

本市においては、市政相談や法律相談などのほかに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、 外国人などを所管する部局において、それぞれ分野ごとの相談・支援体制の充実をはかってきました。 相談内容に応じて、それぞれの分野を所管する部局の連携協力をはかるなど相談機能の充実につと

相談内容に応じて、それぞれの分野を所官する部局の連携協力をはかるなど相談機能の允美につとめるとともに、相談窓口における職員の人権感覚の研さんにも一層つとめることにより、人権問題の早期解決に向けた相談と支援に取り組んでいきます。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
相談・支援	個別の人権侵害に適切に対応するために、各分野における相談・ 支援機能の充実をはかるとともに、分野ごとの相談・支援体制の 連携をすすめ、国、愛知県、人権擁護委員など関係機関との連携・ 協力関係を充実して、総合的かつ効果的な相談・支援に取り組ん でいきます。 また、相談業務に従事する職員に対する研修の充実をはかります。